

この投稿は、学会の見解を示すものではなく個人の責任においてなされたものです。
一切の責任は、投稿者本人に帰するものとします。

(緊急提言)

化学物質審査規制法改正に係る両議院の附帯決議を 日本の管理能力強化に活かす

2009年6月18日
化学生物総合管理学会 (有志)

5月13日に成立した今回の化学物質審査規制法(化審法)の改正に関して、厚生労働省、経済産業省および環境省の関連審議会合同委員会の時より、2008年3月5日と2009年4月10日の二度にわたる緊急提言などにより意見を表明してきた(添付資料2、3)。

こうした度重なる意見表明にもかかわらず、政府が提出した化審法の改正案においては、国際公約を履行し化学物質を総合的かつ一元的に管理する法制度へ変革することもなく、時代遅れとなっている現行法の規制体系を温存したままの改正に留まったことは誠に遺憾である。

しかし、衆議院および参議院が改正案の採択に当たって決議した附帯決議には、前回の2003年の化審法の改正時には認められない際立った特徴がある。すなわち、衆議院および参議院は共通する事項として、次の諸点などを決議した。(添付資料1)

1. 総合的、統一的な法制度及び行政組織のあり方の検討(衆9、参8、12)
2. 国際合意を遵守する国の責任と具体的スケジュールの明確化(衆1、参1)
3. 省庁の連携・協力と情報共有の強化(衆9、参1)
4. 評価の審査などに多様な主体を参加させる等の体制の整備(衆3、参5)
5. 化学物質管理を担える人材の育成及び研究機関の充実。大学・大学院における専門家育成と学校教育の教育内容の見直し(衆7、参7)

これらの内容は、これまでの緊急提言において提起してきた主要課題と軌を一にする内容であるとともに、科学的な基礎の上に世界の潮流と調和する法律と行政の体系を整備し、社会の化学物質管理能力の強化を進めていく上で、適切な指針となりうるもので評価に値する。

こうした両議院附帯決議を踏まえ、政府は検討体制を早急に立ち上げ、個別規制法にすぎない化審法にとらわれることなく、経済協力開発機構(OECD)や国際連合(UN)などの諸々の場で合意した国際公約に則って化学物質総合管理を実現する具体的スケジュールを確立し、化学物質管理の包括的な法制度と統一的な行政体制そして一元的な評価機関のあり方など二つの緊急提言などに示した重要課題を実現することを再度提言する。

添付資料：

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する両議院の附帯決議
2. [緊急提言] 求められる国際公約の早急なる履行 化学物質総合管理への変革は社会の管理能力の強化に不可欠 化学生物総合管理学会春季討論集会分科会（有志）2009年4月10日
3. [緊急提言] 法律と行政の一元化による化学物質総合管理能力の強化 化学生物総合管理学会春季討論集会分科会（有志）2008年3月5日

[添付資料 1]

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の

一部を改正する法律案に対する

両議院の附帯決議

衆議院：

政府は、産業の基盤であり国民生活において極めて広範に使用されている化学物質の安全性を確立することが国民の生命や環境の保護に不可欠であり、かつ、我が国産業の国際競争力の一層の強化につながることから、その管理・規制に関する体制の整備を図ることが重要であることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切に措置すべきである。

- 1．2020年を期限とする国際合意の確実な履行に向けて、本改正案による規制強化措置が、事業主のみならず国民全般からの理解を得て円滑かつ着実に実施されるよう、国の責任と具体的な作業スケジュールを明らかにするとともに、調査研究や検査・監督に万全を期するよう体制の整備や十分な予算の確保に努めること。
また、合意の履行に当たっては、先進国間における情報の一元化等に努めるとともに、アジアをはじめとする関係各国ともその実施スキームの確立や登録情報の共有を図るなど、国際的な協調の下に対策を推進し、本法に基づく化学物質管理スキームが事実上の国際標準として受け入れられるよう努めること。
- 2．化学物質のスクリーニング評価に当たっては、化学物質に対する感受性の高い胎児、乳幼児及び高齢者等への直接曝露及び環境曝露を十分に勘案し、詳細な曝露関連情報の提供を事業者に求めること。また、生態影響評価の重要性を踏まえた評価手法の確立及び効率的なデータ収集のための技術開発等に努めること。
- 3．化学物質のリスク評価に当たっては、その透明性及び客観性を確保する観点から、評価計画、評価結果等を公開するとともに、評価の審査等には多様な主体を参加させる等の体制を整備すること。また、政府の行ったリスク評価の妥当性を審査する外部委員会を用いて行うこと。
- 4．事業者による自主的な化学物質のリスク評価及び管理を推進するために、低コストで実施できるリスク評価手法の開発・普及を図るとともに、データ収集に係る作業の定量化等、事業者の負担軽減に努めること。また、規制の実効性を確保するため、中小企業がこれに円滑に対応できるよう、新たなスキームの十分な周知徹底に努めるとともに、効果的な支援策の実施を検討すること。
- 5．化学物質の適切な管理を一層促進するため、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）に基づく表示、化学物質の安全性情報、リスク評価結果及び管理手法等について、川上事業者から川下事業者に至るまで情報の伝達及び共有ができるようにすること。また、消費者への理解を促進するため、化学物質に関する安全性情報の製品表示等について検討すること。
- 6．「エッセンシャルユース」として認められた化学物質については、必要最小限の利用にとどめ、定期的に厳密な評価を行いその結果を公表するとともに、事業者に対し代替化及び

低減化に向けた取組を促すこと。

- 7．事業者による自主的な化学物質管理を推進するため、化学物質管理を担える人材の育成及び研究機関の充実に努めること。また、大学及び大学院における定量的構造活性相関（QSAR）の手法、計測、リスク評価及び管理に関する専門家育成の検討に加え、学校教育における化学物質に関する教育内容の見直しを図ること。
- 8．化学物質による人の健康や生態系への悪影響を未然防止するために、予防的な視点に基づき、懸念のある化学物質については、科学的知見が集積されるまでの間、厳格な曝露管理または代替の検討を事業者に促すこと。
- 9．化学物質の適正な利用及び化学物質によるリスクの低減に関する長期的、計画的な施策を推進するに当たっては、関係省庁間の連携を図りつつ、事業者の負担の軽減及び消費者の化学物質に関する理解の促進に資するよう、化学物質に関する総合的、統一的な法制度等のあり方について検討を行うこと。

参議院：

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1．化学物質が人の健康と環境にもたらす悪影響を最小化する方法で使用・生産されることを 2020 年までに達成するという国際合意を遵守するためには、サプライチェーンの川上のみならず、流通、使用、処分、廃棄等を含めたライフサイクル全体に及ぶ適正な管理が必要であることから、化学物質の規制等を所管する省庁の連携・協力と情報共有を一層強化するとともに、関係する事業者のみならず、国民全体の理解を得て、化学物質のリスク評価を確実に進め、管理について万全を期すること。
このため、今後の具体的なスケジュールを明らかにするとともに、調査研究や検査・監督に資する体制の整備や十分な予算を確保すること。
- 2．すべての化学物質が製造・輸入数量等の届出対象となることにより、収集・分析される情報が格段に増えることを踏まえ、関係事業者の協力を広く求め、有害性調査指示を的確に行うとともに、国においてもリスク評価を着実に進めること。
このため、事業者に対して新たな制度の十分な周知徹底に努めるとともに、自主的なリスク評価・管理を推進するため、低コストのリスク評価手法の開発・普及、データ収集作業の定型化等、事業者の負担軽減に努め、中小企業を始めとする事業者への効果的な支援策を実施すること。
- 3．化学物質の適切な管理を一層促進するため、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）に基づく表示、化学物質の安全性情報、リスク評価結果及び管理手法等について、川上事業者から川下事業者に至るまで情報の伝達及び共有ができるようにすること。
また、消費者への理解を促進するため、化学物質に関する安全性情報の製品表示等について検討すること。
- 4．化学物質のリスク評価を行うに当たっては、人体への直接曝露及び環境曝露を十分に考慮し、予防的な視点に立ち、懸念のある化学物質については、科学的知見が集積されるまでの間、厳格な曝露管理または代替の検討を事業者に促すこと。
- 5．化学物質のリスク評価に当たっては、その透明性及び客観性を確保する観点から、評価

計画、評価結果等を公表するとともに、評価の審査等には多様な主体を参加させる等の体制を整備すること。また、政府の行ったリスク評価の妥当性の審査には外部機関を活用すること。

6. 「エッセンシャルユース」として認められた化学物質については、必要最小限の利用にとどめ、定期的に厳密な評価を行いその結果に応じた措置を行うとともに、事業者に対し代替化及び低減化に向けた取組を促すこと。
7. 化学物質のリスクベースでの評価・管理を適切に実施するため、大学及び大学院における専門人材の育成について検討するとともに、関連する研究機関の拡充に努めること。
8. 化学物質管理が多くの法律に基づきなされている仕組みが、国民の目から分かりにくいとの指摘を踏まえ、化学物質に関する総合的・統一的な法制度の在り方について検討を行うこと。
9. 人の生命・健康や生態系を守るという観点から、厳正なリスク評価・リスク管理を行うのみでなく、本法に基づく化学物質管理の在り方について、国際的にも先進的なものとなるよう、必要に応じて見直しを行うこと。
10. 試験に要する費用・期間の効率化や国際的な動物試験削減の要請にかんがみ、定量的構造活性相関の活用等を含む動物試験の代替法の開発・活用を促進すること。
また、国内外の法制度で明記されている動物試験における3R(代替法活用、使用数削減、苦痛軽減)の原則にかんがみ、不合理な動物実験の重複を避けるなど、3Rの有効な実施を促進すること。
11. 暴露実態を考慮した施策の実施及びその効果等の的確な把握のため、製造・使用の現場、環境中、人体・動植物の体内の化学物質の残留量等を測定するなどのモニタリングを十分に行い、その結果を施策に着実に反映させること。
また、やむを得ずモニタリング対象外となる化学物質についても、PRTR データ等を活用した適切な評価手法の確立など、対策に万全を期すること。
12. 化学物質によるリスクの低減・削減に関する施策を長期的、総合的、計画的に推進するため、基本理念を定め関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めるなど、化学物質に関する総合的、統一的な法制度及び行政組織の在り方等について検討を早急に進めること。
また、化学物質管理に限らず、政府の施策全体に予防的取組方法を採用するために、統一的なガイドラインを早期に策定すること。

求められる国際公約の早急なる履行

- 化学物質総合管理への変革は社会の管理能力の強化に不可欠 -

2009年4月10日
化学生物総合管理学会
春季討論集会分科会(有志)

化学物質審査規制法(化審法)の見直しに関する厚生労働省、経済産業省および環境省の関連審議会合同委員会の報告書が昨年12月22日に中央環境審議会より環境大臣に答申され、それに基づく化審法改正案が2月24日に閣議決定された。

化審法の今回の改正は、化学物質管理を取り巻く環境の変化に対応する観点から行われた。そして合同委員会報告書において環境の変化として特記されたことは、1992年6月の国連環境開発会議(UNCED)で合意されたアジェンダ21第19章に基づく化学物質総合管理に係る国際協調活動に始まり、2002年6月の持続可能な発展に関する世界首脳会議(WSSD)における達成期限の目標設定を経て、2006年2月の国際化学物質管理会議(ICCM)における国際化学物質管理への戦略的取組み(SAICM)に至る化学物質総合管理の世界的普及を目指した一連の国際的取組みであった。

遅きに失したとはいえ、化審法の改正に当たってこの一連の国際的取組みを重視したことは適切である。しかし、これら一連の国際的取組みの肝要な点は、今や、化学物質管理の世界の慣行である化学物質総合管理を実施する体制を整え社会の管理能力を全体的に強化することである。誤解を恐れず大胆に要約すれば、次の3点を踏まえて労働安全衛生、消費者安全、環境保全、保安防災などといった管理の領域を超えて化学物質の管理を包括的かつ一元的に行い、法制を整備し、かつ、これを担う中核的機関を創設することである。

まず、化学物質の人および環境に対するハザードを包括的かつ一元的に評価して分類する。

化学物質のライフサイクルにおける人(作業員、消費者、一般市民)および環境の曝露とそれに伴う影響のリスクを包括的にスクリーニング評価する。

そして、より詳細なリスク評価やリスク管理が必要な曝露領域を明らかにする。

政府が公約したSAICMへの対応によるWSSDの目標の達成は、環境経由の人および環境の曝露という非常に限定された範囲のみを担う化審法の見直しだけで対処できるものではない。このことはSAICMの世界行動計画に掲げられている多数かつ多分野の活動項目をみれば明らかで、化審法を超えて政府が一体となって取り組まなければSAICMへの対応は困難である。ところが合同委員会報告書は、WSSDの目標やSAICMが目指した化学物質総合管理の体制整備に係る課題に照らして現行化審法の目的、定義、規制制度などを見直す必要はないと断じ、これまで関係3省がそれぞれ実行上行ってきた事柄の延長線の範囲内に留まってしまう。

日本はこれまで 20 年以上にわたって国際社会との約束の履行を怠ってきた。その結果、他の国に例をみない個別規制法が乱立し非効率な行政がいまだに行われ、国民にとって甚だ使い勝手の悪い不適切な法律体系の状況が続いている。化学物質総合管理に向けた UNCED 以降の世界的取組みは目覚しく進展しており、日本の化学物質管理法は先進国だけでなく先進的な途上国に比べても今や明らかに大幅に遅れをとっている。一例を挙げれば、化学物質の審査制度については化審法と労働安全衛生法に分散し、化学物質の分類・表示制度や安全データシート (SDS) 交付制度については労働安全衛生法、化学物質管理促進法、毒物劇物取締法などに規定され錯綜している。事例をあげ始めればいとまがないほどであるが、こうした国際的な公約からかけ離れた状況は化審法の改正では解消が困難である。

政府の化審法改正案は、現行化審法の目的をほぼ踏襲しているため、すべての措置がその法目的の範囲内に限定される。例えば、化学物質の製造・使用に係る詳細なデータベースを整備してハザード評価やリスク評価を行うにしても、実際の評価や規制の範囲は環境経由の人の曝露と環境中の動植物への影響という僅かな部分的なものにすぎない。消費者や労働者の直接的な曝露による影響に関する評価は行えない。化学物質の人に対する急性毒性や刺激性の評価も行えない。同様の理由により、アスベストの不幸な経験を踏まえつつナノ材料のリスク管理を的確に進めることが期待されている中で、必要とされるこれら化学物質の人および環境に対するハザード評価やリスク評価を包括的に行い、リスクを的確に管理していく体制を整備するという喫緊の必要性を満たすこともできない。

また、化審法改正案が事業者を規制するための法律という色彩を解消していないため、特に既存化学物質のリスク評価において課題を残している。例えば、化審法改正案はリスク評価における事業者の役割を情報の提供者の役割に限定しているが、このことは世界の慣行と根本的に異なる。欧米の化学物質総合管理の法規 (REACH ; 化学物質の登録・評価・認可規則や TSCA ; 有害物質規制法など) は、リスク評価とリスク管理の主体は一義的に化学物質を実際に取り扱う事業者であることを前提に構築されている。

さらに、化審法改正は事業者に届け出させるハザード及び曝露に関する情報として経済協力開発機構 (OECD) が確立したスクリーニング情報データセット (SIDS) を用いることを想定しているが、そもそも SIDS は化学物質総合管理のために確立された概念であり、これを化審法のように限定して利用することは他の国に例がない。

なお、SIDS を利用して情報を収集することに関連して、化審法改正案では収集した情報を他省庁に通知する規定 (第 34 条) が設けられている。しかし、このような規定を設けることは、法目的に照らして必要のない情報を事業者に提出させる可能性を示唆しており、法制上の問題がある一方で、仮にこうした規定を設けても、日本の法体系の根本的な問題点は解消されない。解消すべき根本的な問題点は、例えば、変異原性や発がん性の評価や審査の重複、国際的に求められている分類・表示の世界調和システム (GHS) の導入に支障となるハザード評価の分散などである。それゆえ、このような規定を設けるのではなく、包括的な化学物質総合管理法 (仮称) を制定し、加えて、EU における REACH-IT に見られるような一元的な情報共有・公開システムを構築して対処するべきである。

このように政府の化審法改正案は多くの課題を残している。化学物質管理の適正化に関して日本が取り組むべき本来の課題は、化審法といった分散した個別規制法の改正の論議に先立って、まず、政府が国際的に公約してきた化学物質総合管理の実現に向けた取組みに着手することである。そして日本の国際競争力を維持向上するためにも最善の方策として、実効性および国際協調の観点を踏まえて、社会に流通する全ての化学物質の全ライフサイクルを視野に入れながら、政府が一体となって以下のことに早急に取り組むことを提言する。

1．化学物質の総合管理に関する法律の制定

化学物質総合管理を具現化し、併せて、化学物質総合管理に必須の条件である法律と行政および評価機関の一元化を図るため、化学物質総合管理に必要な基本的な要件を包括的に規定した新法（化学物質総合管理法、仮称）を制定する。

2．管理能力の強化に関する改善行動計画の策定と実施

内閣の責任の下に早急に各省庁の権限の枠を超えて日本の化学物質総合管理の全体について統一的に現状分析を行い、管理能力を強化するための課題を明確にして公表するとともに、改善行動計画を策定して実施する。

また、化審法改正案が今通常国会に提出されている状況にあることに鑑み、上述の2点を前提にしつつ具体的な方策として、包括的な化学物質管理体制の基本的要素である以下の事項について提言する。

3．社会で取り扱われる全ての化学物質を対象とする評価・管理の体制の整備

アスベストやナノ材料を化学物質の管理の法制で取り扱うことは世界の常識である。化審法における「化学物質」の定義が、アスベストやナノ材料を含めて社会で取り扱われる全ての化学物質を含みうるように、化学物質管理促進法（化管法）における定義と合わせる法令の改正を行う。

4．化学物質のハザード評価・分類の一元化

化学物質のハザード評価・分類の一元化は、世界においてハザード分類・表示の世界調和システム（GHS）が確立された重要な目的でもある。このことは日常的に国際取引される化学物質を関係者間で適正かつ実効的に管理する方策として世界の慣行である。それゆえ、国際的なGHSの枠組みを踏まえながら、ひとつの法律の下でハザードの評価と分類を一元的に実施する法令を整備する。

5．化学物質の作業員、消費者、一般市民など人への曝露と環境への曝露に対する包括的な初期リスク評価の一元的な実施

化学物質の初期リスク評価は、化学物質の生産・使用・廃棄のどの段階の対策が重要であるか、どの用途の対策が必要かなどを見極めるため、化学物質のライフサイクルに係る作業員、消費者および一般市民の健康ならびに環

境への影響について包括的に行うのが世界の慣行である。アスベスト等のこれまでの数々の事例を繰り返さないためにも、そして行政の効率化のためにも、初期リスク評価を包括的かつ一元的に実施する法制を整備する。

6．情報共有・公開システムとデータ提供への補償制度の整備

化学物質のハザードや曝露に関する情報ならびに SDS や GHS などの情報を事業者間または事業者と行政との間で個別に相対で提供する現行の情報提供・交換システムは、非効率であるのみならず、情報の歪曲を生み出す恐れがある。こうした不合理は EU の REACH-IT に見られるような情報共有・公開システムを導入することによって解消する。また、広く一般市民や他の関係省庁にとっても閲覧し易いものとするためにも、情報共有・公開システムを導入する必要がある。

加えて、こうした情報共有・公開システムの実質を確保するためには、ここで得られる情報を経済的に活用する者が当該情報を提供した者に応分の補償をすることが必要である。情報共有・公開システムを構築する際に併せてこうした補償制度を構築することは世界の趨勢になっている。

化学物質総合管理の不可分の要件であるこのような情報共有・公開システムと補償制度を早急に導入するための法制を整備する。

7．包括的な疫学調査による事後検証等の体制整備

主に実験動物の知見等による事前評価は本質的に万全ではない。また、未だ人類が知りえていない新興の健康リスクの可能性も完全に否定することはできない。それゆえ、こうした点を補完するために包括的な疫学調査を実施し評価する体制を整備し、その結果を施策に反映させる法制を整備する。

また、アスベストの事例では曝露から発症までの期間が長いこともあり、今後中皮腫患者などの急増が予測されている。それゆえ、事態を正確に把握し影響の広がりを確定する基礎情報を得るためにも、そしてこの経験を世界で活かして今後こうした事態を招かないようにするためにも、労働安全衛生法第 108 条の 2 に基づく疫学調査が必要であり、早急かつ継続的に実施する。

法律と行政の一元化による化学物質総合管理能力の強化

国民の窮状を救い国際公約を守るために

2008年3月5日
化学生物総合管理学会
春季討論集会分科会(有志)

1. 憂慮すべき日本の現状

化学物質を適正に管理する基本は、社会経済活動および市民生活において使用する化学物質による人および環境への影響を最小になるように管理するため、化学物質の特性である人および環境に対する危険有害性(ハザード)を包括的に評価して分類し、それに人および環境の化学物質への曝露の程度を加味して実際の影響の可能性(リスク)を包括的に初期評価し、その結果に合わせてリスクを適正に管理することである。

この基本概念は、リスク原則に基づく化学物質総合管理として経済協力開発機構(OECD)が1970~80年代に確立して加盟国に法的措置の実施を勧告した。そしてその後、化学物質総合管理の導入による管理能力の強化は、国連環境開発会議(UNCED, 1992.6)の主要課題と位置付けられたのを皮切りに、持続可能な発展に関する世界首脳会議(WSSD, 2002.6)、国際化学物質管理会議(ICCM, 2006.2)など度重なる国際会議の合意を経て、今や明白な世界的潮流となっている。そして欧米各国のみならず、アジア諸国や途上国も国際的に整合した化学物質総合管理の体系を構築して管理能力を向上させる取組みを精力的に遂行してきた。

翻って日本の現状を見ると、日本国政府はOECDの理事会勧告に呼応した法的措置を講じていないのみならず、他の多くの国際合意にも応えてこなかった結果、今や危機的状況に陥っている。世界の現状に適合させる法律体系の見直しを怠り、過去に制定した数多くの個別法規を各省庁の権限の上に温存し続けてきたため、国際合意の履行や国際責務の遂行にも支障をきたしているのみならず、今や国民の希求する安全で安心できる社会の維持もおぼつかなくなっている。

2. 現状改善の最善の方策

日本の化学物質管理能力が憂慮すべき状況に陥っている原因は、根源的には国内で取り扱われる化学物質を包括的に管理する総合管理の概念に基づく法律体系と一元的な行政体制がないことに起因する。それゆえ、現状を改善する最善の方策の第1は、国際合意に呼応して化学物質の総合管理に関する法律(仮称:化学物質総合管理法)を新たに制定して法律体系を刷新することである。そして第2は、化学物質総合管理を一元的に担う独立した行政機関を創設し、併せて法律の執行を科学的評価の面から支援する官民の英知を結集した総合評価機関を創設して化学物質のハザード評価、曝

露評価およびリスク評価を包括的に実施する体制を整備することである。

現在、厚生労働省、経済産業省および環境省は、化学物質管理促進法および化学物質審査規制法の改正の必要性について関連審議会の合同会合で検討している。しかし、これらの法律を各省の権限の範囲で個別に取り上げて部分的な見直しを積み上げても、国際的に整合した総合管理の法律体系の全体像を明確にすることはできない。

国際的な整合性に配慮して競争力のある体系的な総合管理の全体像を構築するためには、労働安全衛生、製品安全、保安防災、環境保全などリスク管理を担う関連法規の全体を包含して検討する必要がある。言い換えれば、各省の権限を温存することなく政府が一体となって国際合意への対応のあり方を検討することが不可欠であるとともに、国際的に示されているように化学物質総合管理に係る幅広い関係者を糾合した検討の場を新たに設置して取り組む必要がある。

こうした現状認識に基づいて化学物質管理能力を抜本的に強化する具体策を明確にするため、国際的に合意した課題への対応のあり方、海外の化学物質管理の抜本の見直しの動向などを幅広く検討してきた。そして今回、化学生物総合管理学会の2008年春季討論集会において、2007年末に学会誌に発表された化学物質の総合管理に関する法律の骨子案を参考に議論を交わし、ここに緊急提言を取りまとめた。

緊急提言

国民は食の安全を懸念し、消費者行政の現状を憂慮している。これと全く同じ危惧を化学物質総合管理の分野でも強く感じる。2006年2月の国際化学物質管理会議（ICCM）で採択された国際化学物質管理戦略（SAICM）と世界行動計画は、日本が国際合意に呼応して化学物質総合管理の法律を導入して管理能力を抜本的に強化する最後の機会である。国民の窮状を救い国際公約を履行するため、内閣および各省大臣の早急なる対応を期待して次のとおり緊急に提言する。

- 1．化学物質総合管理を具現化し、併せて、化学物質総合管理に必須の条件である法律と行政および評価機関の一元化を図るため、新法（化学物質総合管理法、仮称）を制定する。
- 2．早急に内閣府に民間有識者を主体とする検討会を設置する。そして、各省庁の権限の枠を超えて日本の化学物質総合管理の全体について現状分析を行い、管理能力を強化するための課題を明確にして公表するとともに、行動計画を策定して実施する。

日本国政府が履行していない国際合意の例 化学物質管理能力の強化に関して

・経済協力開発機構の理事会決議 (OECD Council Acts)

1. 化学物質の環境影響の評価に関する勧告 [C874]215] (1974.11)
2. 化学物質の人および環境への影響を予測する手続と要件に関する勧告 [C877]97] (1977.7)
3. 化学物質評価の上市前最小データセットに関する決定 [C(82)196] (1982.12)
4. 新規化学物質の届出における提出データの所有権保護に関する勧告 [C(83)96] (1983.7)
5. 既存化学物質の体系的調査に関する決定・勧告 [C(87)90] (1987.6)
6. 危険有害物質が関わる事故の予防および対応に関して公衆への情報提供と政策決定過程への公衆参加に関する決定・勧告 [C(88)85] (1988.7)
7. 汚染防止対策の統合に関する勧告 [C(90)164] (1991.1)

・国際労働機関の条約 (ILO International Labour Standards)

1. 労働安全衛生および作業環境に関する条約 (1981, No.155) および勧告 (No.164) (1981.6)
2. 化学物質の使用の安全に関する条約 (1990, No.170) および勧告 (No.177) (1990.6)
3. 重大産業事故の予防に関する条約 (1993, No.174) および勧告 (No.181) (1993.6)

・持続可能な発展に関する国際会議で合意された一連の諸課題

1. 一連の諸課題

- (1) 1992年6月の国連環境開発会議 (UNCED) で採択された人類行動計画：アジェンダ 21の第19章(化学物質の適正管理)プログラム領域E(管理能力の強化)の諸課題 *
1994年4月の第1回化学物質安全政府間フォーラム (IFCS) で優先実施課題を特定
- (2) 2000年10月の第3回化学物質安全政府間フォーラム (IFCS) で採択されたバイア宣言における管理能力強化に係る優先課題
- (3) 2002年9月の持続可能な発展世界首脳会議 (WSSD) で採択された実施計画における2020年目標を達成するためのアジェンダ 21に掲げられた諸課題
- (4) 2006年2月の国際化学物質管理会議 (ICCM) で採択された国際化学物質管理戦略 (SAICM) の世界行動計画における管理能力強化の諸課題

2. 最重要課題

これら一連の国際会議における合意事項の中で最も重要かつ共通の課題は次のとおりである。

- (1) ナショナル・プロファイル(管理能力の現状分析と課題設定)の作成および改善行動計画の策定
- (2) 関係省庁および国民各層の参加の場の設定